

議 会 情 報

意見書

今定例会の最終日に、議員より2件の意見書案が提出され、共に原案可決となりました。意見書の内容は以下のとおりです。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

下記の意見書を、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣宛てに送付しました。

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月29日

川越市議会

世界平和の構築と世界連邦実現にむけた探求への取り組みを求める意見書

下記の意見書を、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、内閣官房長官宛てに送付しました。

本年は日本が終戦を迎え、国連に加盟してから65年の節目の年となる。

この間、国際情勢はグローバリゼーションが加速し貿易や経済活動が国境を越えて活発に行われる一方、地球温暖化に伴う大規模災害、新型コロナウイルス感染症対策や新たな局面を迎えたアフガニスタン情勢等への対応など、世界全体が協力し対処すべき課題が増加している。

衆議院（平成17年8月2日）ならびに参議院（平成28年5月25日）の決議ではそれぞれ、日本国憲法の掲げる恒久平和の理念の下、核兵器等の廃絶や世界連邦

実現への道の探求など持続可能な人類共生の未来を切り開き、平和な未来を確実にしていくために最大限努力すべきとうたわれている。

国においては、今こそ国家の枠組みを超えた対話とともに、世界連邦実現への道の探求を積極的に進め、世界平和の構築に向けて取り組まれることを強く要請する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月29日

川越市議会